

石川県統計協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、石川県統計協会という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、石川県女性活躍・県民協働課統計情報室に置く。

(組 織)

第3条 この会は、石川県及び市町（以下「会員」という。）並びにこの会の目的に賛同する賛助会員をもって組織する。

2 賛助会員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(評議員)

第4条 この会に、評議員若干名を置く。

2 評議員には、石川県県民文化スポーツ部長の推薦する者（以下「県評議員」という。）及び各市町統計主管課長の職にある者（以下「市町評議員」という。）を充てる。

3 評議員は、評議員会を組織し、この会の重要事項を審議する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第5条 この会は、会員相互の連絡協調を緊密にし、統計思想の普及啓発、統計技術の向上及び統計利用の促進を図り、もって統計事務の改善及び地方統計の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第6条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 統計に関する調査研究、研修会等の実施
- (2) 統計資料の刊行、図書購入のあっせん
- (3) 統計教育の振興、統計調査結果の利用促進
- (4) 統計功労者の顕彰
- (5) その他

第3章 役員及び職員

(役 員)

第7条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 加賀地区 1名、能登地区 1名

(役員を選任)

第8条 会長には、石川県県民文化スポーツ部長の職にある評議員を充てる。

2 副会長には、石川県女性活躍・県民協働課統計情報室長及び金沢市企画調整課調査統計室長の職にある評議員を充てる。

3 理事には、県評議員並びに第17条の会長の職にある市町評議員を充てる。

4 監事には、評議員の互選により選出された市町評議員を充てる。

5 理事は、監事を兼務することができない。

(役員職務)

第9条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が定めた順序に従い、その職務を代理する。

- 3 石川県女性活躍・県民協働課統計情報室長の職にある副会長は、この会の庶務及び経理を執行する。
- 4 理事は、理事会を組織し、評議員会から委任された事項を審議し、この会の運営に当たる。
- 5 監事は、会計を監査し、会計に対しその結果を報告するとともに、意見を述べる。

(参 与)

第10条 この会に、参与若干名を置くことができる。

- 2 参与は、理事会の推薦により会長が委嘱し、この会の重要な会務に参画する。

(職 員)

第11条 この会に、職員として事務局長並びに幹事及び書記若干名を置く。

- 2 職員は、石川県女性活躍・県民協働課の職員の中から、会長が任命する。
- 3 事務局長は、この会の事務を総括する。
- 4 幹事は、事業を企画立案し、調整に従事する。
- 5 書記は、この会の庶務及び経理に従事する。

第4章 会 議

(会 議)

第12条 この会の会議は、評議員会及び理事会とする。

(評議員会)

第13条 評議員会は、次の事項を議決又は承認する。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 歳入歳出予算及び決算
- (4) 理事会に委任する事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(理事会)

第14条 理事会は、次の事項を決定又は承認する。

- (1) 評議員会から委任された事項
- (2) 評議員会に提出する議案
- (3) 会務の執行に関する事項
- (4) 会長が指名した副会長に委任する事項及びその報告
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(会議の招集等)

第15条 評議員会は、毎年1回開くものとし、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。

- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

(会議の成立)

第16条 会議は、構成員の3分の2以上の出席（委任又は代理を認める。）をもって成立する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

(地区統計連絡会)

第17条 この会に、別表1のとおり、地区統計連絡会を置く。

- 2 地区統計連絡会は、地域における統計の普及活動及び調査研究の推進に努める。
- 3 地区統計連絡会には、地域内の市町評議員の互選により、会長及び副会長を置く。

第5章 会 計

(収 支)

第18条 この会の収支は、すべて予算に計上しなければならない。

(会計年度)

第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収 入)

第20条 この会の経費は、会費、事業収入及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 会員の会費は、前年度4月1日現在における当該市町の世帯及び人口数を基準として、別表2に定める算定基準により算出した額とする。
- 3 賛助会員の会費は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は昭和63年度から適用する。

附 則

この会則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年5月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第17条関係）

名 称	構 成 市 町 村
南加賀地区統計連絡会	小松市、加賀市及び能美市並びに能美郡の町
石川中央地区統計連絡会	金沢市、白山市、かほく市及び野々市市並びに河北郡の各町
中能登地区統計連絡会	七尾市及び羽咋市並びに羽咋郡の各町及び鹿島郡の町
奥能登地区統計連絡会	輪島市及び珠洲市並びに鳳珠郡の各町

別表2（第20条関係）
会 費 算 定 基 準

世 帯 数	人 口	算 定 額
2, 000まで	6, 000未満	1, 400円
	6, 000以上	1, 700円
3, 000まで	10, 000未満	2, 100円
	10, 000以上	2, 500円
4, 000まで	14, 000未満	2, 800円
	14, 000以上	3, 200円
5, 000まで	18, 000未満	3, 600円
	18, 000以上	4, 300円
7, 000まで	24, 000未満	5, 000円
	24, 000以上	5, 700円
10, 000まで	34, 000未満	6, 400円
	34, 000以上	7, 200円
14, 000まで	48, 000未満	7, 900円
	48, 000以上	8, 600円
19, 000まで	66, 000未満	9, 300円
	66, 000以上	10, 000円
25, 000まで	88, 000未満	10, 800円
	88, 000以上	11, 500円
25, 000超	100, 000未満	12, 200円
	100, 000以上	12, 900円
25, 000超は 10, 000世帯増すごとに	50, 000未満	700円
	50, 000以上	1, 400円